



消費税率アップに備えて・
スキャナ保存制度のご紹介・
介護業界における労働実態・
来年度計画を考える際のご一考に～補助金の有効活用～

消費税率アップに備えて

平成が終わる平成 31 年(2019 年)4 月 30 日が近づいて来ました。平成は 1989 年 1 月 8 日にスタートしていますから、その歴史は日本の消費税の歴史に重なります。消費税は、その導入が二回挫折した後、ようやく昭和の終わりの昭和 63 年(1988 年)12 月に成立し平成元年(1989 年)4 月から 3%の税率で施行されました。その後、平成 9 年(1997 年)4 月に 5%へ税率が上がり、平成 26 年(2014 年)4 月に 8%に上がり現在に至っています。平成 27 年(2015 年)10 月に 10%にアップする予定でしたが、平成が終了している 2019 年 10 月に 1 年半延期されています。

少子高齢化で、働く世代が減っていく一方、高齢者が増え社会保険料などの負担が高くなる中で、年金や医療費などの社会保障財源のために消費税を上げざるを得ないという考え方です。

税収に占める割合は所得税が 31.5%、法人税が 21.5%に対して消費税は 32.9%ですから今後ますます主力の税金になって行くことが予想されます。海外の消費税率はドイツ 19%、フランス 19.6%、イギリス・イタリア 20%、スウェーデン・ノルウェー・デンマーク 25%となっており、この程度まで上昇していくのは避けられそうにありません。

さて、税金の主力選手となった消費税ですが、その起源は、古代ローマの皇帝カエサルが商人の売上について 1%を広大な国境維持の軍事費に充てるために課税した事です。その後、現在の形の消費税(付加価値税)の仕組みを作ったのは、フランス大蔵省のモーリス・ローレという役人です。1954 年フランスで初めて実施されました。モデルとした原型は、なんと日本です。アメリカの経済学者シャウブ博士(現代日本の税制を作った)が、販売・サービス取引により生ずる付加価値に着目し「附加価値税」と称する事業税(道府県民税)を 1949 年に提案しましたが実施されませんでした。その仕組みをフランスはそのまま導入し実施しました。景気の変動に左右されなくて、徴税コストもそれほど高くない消費税は、世界中に広がり 196 ヶ国中 152 ヶ国が採用しています。

このように、メジャーな存在となった消費税の増税は避けられそうにありませんから、増税にともなるとどんな影響を受けるのか予測し、準備することが大切です。会計関係ですと見積書・請求書・会計ソフト...あらゆる表記やシステムを考え直す必要があります。小売業などであれば、値札表示等も法令に従って適切に変更する必要があります。取引先との関係を良好にし、増税時の価格引き下げ要求に対等に対応できる環境を整えたり、社内のコストを削減できないかの検討や、そして経営環境がどのように変化するのか?(例えば駆け込み需要とその後の需要の減少や、消費税のかからない個人間取引がますます増加するなど)今から進めることで、増税後の悪影響を少なく抑えることを考えたいものです。

成迫・升敏・



旧年中は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。
本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



スキャナ保存制度のご紹介

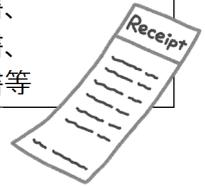


スキャナ保存制度とは、取引の相手先から受け取った請求書等及び自己が作成したこれらの写し等の国税関係書類について、書面による保存に代えて、スキャン文書による保存が認められる制度です。平成17年4月の創設以後、約10年間（平成27年6月まで）の承認累積件数は152件と低調に推移してきましたが、平成27年度から2年連続の税制改正により規制緩和が進展し、承認件数は、平成27年度：310件、平成28年度：798件、平成29年度：937件と、急速に導入が進んでいます。以前は、業務効率化や内部統制の強化を目的として、電子化を進める事例が多く、一定規模以上の取引がないと費用対効果が低かったようですが、最近では、領収書等の書類をスキャンして内容をOCRで読み取り、自動的に仕訳を行うシステムもいくつか登場しており、入力事務の省力化により、電子化の費用対効果が高まってきています。また、規制緩和によりスキャナ保存制度に対応したシステムも増えていることから、スキャナ保存のハードルが低くなってきていますので、書類の保管場所削減目的として、導入を検討しても良いでしょう。

帳簿書類の保存義務

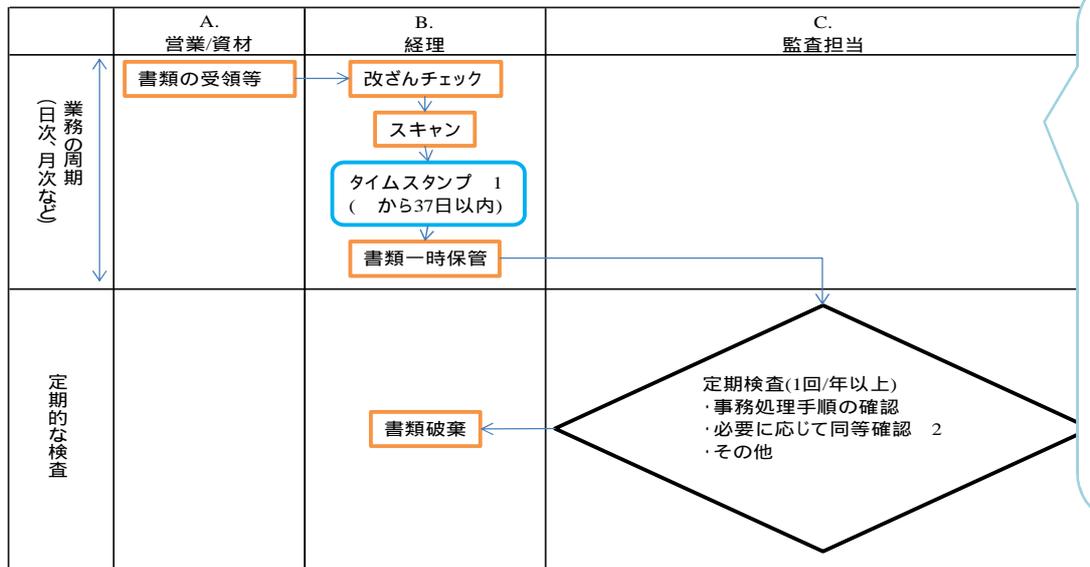
法人税法では普通法人等に、所得税法では事業所得等を生ずべき居住者等に対して、帳簿書類の整理及び原則7年間の保管が義務付けられ、これを前提として、電子帳簿保存法が定められています。次の3種類の区分にて申請・承認を受けることにより、書面に代わるデータの保存が認められます。

申請区分	帳簿・書類	名称・内容
国税関係帳簿のデータ保存	国税関係帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、その他の帳簿
国税関係書類のデータ保存	国税関係書類・決算関係書類	貸借対照表、損益計算書、棚卸表等
国税関係書類のスキャナ保存	国税関係書類	自己が発行した書類(控)
	取引関係書類	注文書、契約書、送り状、領収書、見積書、請求書等 相手方から受領した書類



スキャナ保存の基本的な流れ

当制度では、紙段階での改ざんを防止するために、適正事務処理要件が設けられています。書類の作成又は受領（以下、「受領等」）からタイムスタンプ付与までの入力業務を、2人以上の体制で行うことが求められます。具体的には、下記の体制などが考えられ、スキャナ保存のために必要な最低人数は、原則として3名となりますが、各事務の一部を外部に委託することも認められています。なお、書類の破棄については、定期検査終了後に可能です。



- タイムスタンプ
 - タイムスタンプに刻印されている時刻以前にその電子文書が存在していた事、その時刻以降、当該文書が改ざんされていない事を証明するもの。
- 同等確認
 - 書面とデータの記載内容の比較による改ざんが行われていない事の確認。

紙の書類の処理

電子データの処理

饗場・徹

介護業界における労働実態

平成 29 年度「介護労働実態調査」の結果が平成 30 年 8 月に公表されました。以前より介護業界は深刻な人手不足と言われていることは既にご承知おきの事と思います。私たちも日々お客様のところに訪問している中で、人手不足で人員基準が満たせず利用者を受け入れられないといったお話をよく耳にします。

今回は公表された「介護労働実態調査」の結果から事業所としてすべきこと、できることは何かを考えてみたいと思います。

従業員の過不足状況

調査結果では介護事業所の約 7 割が現状の従業員数に対して「不足している」と回答しており、その割合は 4 年連続増加傾向にあります。中でも訪問介護事業に関しては 8 割以上の事業所が不足と感じており、いわゆる小規模な事業所ほど人材不足が深刻であることが言えます。

人材不足している理由

私見では離職率が高いことが人材不足の大きな要因かと感じていましたが、公表結果では圧倒的な差で「採用が困難である」という理由が人材不足の要因であるとなっていました。私たちが訪問してみても、採用関係はハローワークのみ。といった事業所がほとんどとなっていますが、昨今では新卒、中途含め採用方法についてもインターネット、SNS の活用や様々な手法の媒体が出てきているため、『ハローワークのみ』という採用手法は時代遅れになっているのが現状です。

離職者の勤続年数

採用後 1 年未満に離職した人が 38.8%、1 年以上 3 年未満の人が 26.4% となっており、合計すると 65.2% の人が 3 年以内に離職をしているという結果となっています。対策としては、今後勤続 10 年以上の介護福祉士に対する処遇改善として 8 万円を支給するといったことが政府で議論されていますが、介護事業所の実態としては対象となるような勤続年数の長い職員は少数であるということがうかがえます。一方で、教育指導のうえやっとの思いで戦力となったところに離職されてしまっただけでは経営上も大きな損失です。入社してから勤続年数の短い期間に対する対応については事業所として真剣に取り組む必要があります。

介護職の転職理由

介護職員の離職、転職理由といえば「賃金が安く、仕事がきついから」と思われがちですが、実は上から 5 番目となっています。一番多くの割合を占める転職理由は「職場の人間関係」ついで「法人または事業所の理念や運営方法に不満がある」となっています。要するに、賃金以上に職場内の人間関係や事業所の考え方、方向性などの要素が転職を促しているということのようです。離職防止のために賃金相場を引き上げても、社内の人間関係がうまく回っていなければ離職数が改善する効果は薄そうです。

上記以外にも様々な興味深い結果が出ていますので是非ご一読されてみてはいかがでしょうか。介護事業は労働集約型の事業であり、質の高いマンパワーが欠かせない業界であります。利用者確保のための営業活動ももちろん重要なことではありますが、今一度事業所の内部に目を向け、事業所理念の策定や運営手法の見直し、教育体制、採用方法など手を付けられる部分から改善することが今後の介護経営において重要になってくるのではないのでしょうか。



山下・大輔

来年度計画を考える際のこー考に～補助金の有効活用～

新しい年を迎えます。事業年度の切り替え時期とともに新たなことを考え、スタートさせる時期ではないでしょうか？ 多くの企業の皆さまが自社の成長、発展のため変化・変革をもたらす事業計画を構想されていると思います。変革に伴う設備や人材等投資の資金には頭を悩ませるところですが、国の施策の中には、会社の変革を支援する補助金制度があります。

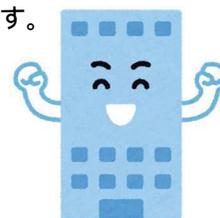
代表的な補助金の例（H30年度）

補助金名	ものづくり・商業・サービス支援事業(ものづくり補助金)		事業承継補助金						
対象会社等 対象要件	・「革新的サービスの創出・サービス提供プロセスの改善」 又は、「革新的な試作品開発・生産性プロセスの改善」 かつ、 ・3～5年で「付加価値額」年率3%及び、「経常利益率」 年率1%の向上を達成できる計画		・事業承継が行われる(代表者交代) ・後継者の要件を満たすこと (会社経営の経験、引き継ぐ事業の知識を有するなど) ・地域経済に貢献 ・事業承継後に経営革新や事業転換を行う						
補助金額	(企業間データ活用型) 補助率1/2～2/3 (上限1,000万円) (一般型) 補助率1/2～2/3 (上限1,000万円) (小規模型) 補助率1/2～2/3 (上限500万円) 補助率とは、事業によって支出した経費のうち、助成される補助金の割合		(後継者支援型): 親族内承継など 補助率1/3～2/3 (上限200万円) + 上乗せ300万円 (事業再編・事業統合型支援): M&A、事業譲渡、合併など 補助率1/2～2/3 (上限600万円) + 上乗せ600万円 上乗せとは、事業所や既存事業の廃止・集約を伴う場合の廃業費用						
対象経費 (全社共通)	機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、 クラウド利用費		人件費、設備費、原材料費、外注費、委託費、広報費、 知的財産等関連経費、謝金、マーケティング調査費						
(小規模型)	原材料費、外注加工費、委託費、知的財産等関連経費		店舗等借入費						
公募回数	1次公募	2次公募	1次公募	2次	1次	3次	2次		
公募期間	H30.2.28～4.27	H30.8.3～9.18	H30.4.27～6.8	H30.7.3～8.17		H30.9.3～9.26			
経費対象期間	H30.7.10～12.28		H30.10.29～H31.1.31		H30.7.10～12.31	H30.9.18～12.31	H30.10.17～12.31		
採択件数	9,518/17,275		2,471/6,355		後継者 374/481	後継者 224/273	事業再編 119/220	後継者 55/75	事業再編 25/43
採択率	55.1%		38.9%		77.8%	82.1%	54.1%	73.3%	58.1%
採択ポイント 加点ポイント等	・革新的サービス、又は、ものづくり技術 ・先端設備等導入計画の認定企業 ・経営革新計画の承認又は、経営力向上計画の認定 ・総賃金の1%賃上げ等に取組む企業		・新たな取組の独自性・実現可能性・収益性・継続性 ・経営力向上計画の認定 ・中小企業の会計に関する基本要領等を受けている ・事業再生に取り組んでいる						

事業承継補助金については、採択率が非常に高く、長野県内企業も何件か採択されています。

長野県企業の採択例

- ・「オリジナルカレー専門店の移動販売開始と小規模企業支援」
- ・「築100年を超える古民家を再生、滞在、体験施設として活用する」
- ・「米国輸入車、米国逆輸入車の国内販売、および整備事業への進出」



長野県を含む全国の採択結果では、ものづくり補助金に比べ、サービス業や小売業などの採択事例も多数みられ、製造業以外の業種にもチャンスは広がったイメージです。

むろん活用シーンは限られますが、ものづくり補助金と合わせ、会社の変革を考えていく際、頭の隅に置いておきたいものです。

まとめ

補助金の公募期間は比較的短く、経営力向上計画の認定等、事前準備しておくことと加点ポイントになるものもあります。採択を受けるにはより詳細な事業計画も必要になります。

国の方針を読み取る限り、来年度以降もこれらの補助金の交付が続く可能性があります。

事業計画は補助金ありきではありませんが、タイミングが合えば活用したいところです。自社の事業計画をブラッシュアップする意味でも採択率の高い春先に備え、事業計画づくり・見直しを始めてみてはいかがでしょうか？

川村 聡
(以上)